

ご利用の流れ

中小企業活性化協議会に対して405事業・バリューアップ支援事業の利用申請を行い^(※1)、
受理を確認後、すみやかに

(早期)経営改善計画策定支援に係る
補助事業利用申請書兼情報同意書および必要書類^(※2)
を当協会あてにご提出ください。



※1 令和6年4月1日以降に、中小企業活性化協議会において405事業・バリューアップ支援事業の利用申請受付を行った方が対象となります。
※2 必要書類は中面をご確認ください。

認定支援機関とご相談のうえ、

計画書を策定し、当協会あてにご提出ください。



なお、405事業の場合は、原則、当協会が主催する「経営サポート会議」にて、債権者等と意見交換を行い、後日、全債権者から、計画内容について同意を得る必要があります。

認定支援機関に自己負担部分(計画策定費用の1/3)をお支払いいただいたうえで、

中小企業活性化協議会に
国の405事業・バリューアップ支援事業に係る
補助金交付申請を行ってください。

- 認定支援機関へのお支払い
(計画策定費用の1/3)
- 国の405事業・バリューアップ支援事業に係る補助金交付申請



中小企業活性化協議会から認定支援機関への補助決定を確認後、お客さまに対し、

当協会から「(早期)経営改善計画策定支援に係る補助事業補助金交付申請書」をお送りしますので、振込先口座をご指定のうえ、当協会事務局までご返送ください。

申請が適切な場合、ご指定の口座に協会補助金の振込を行います。

※協会補助金は、お客さまに直接お支払いします。(認定支援機関にお支払いするものではありません。)

※補助金交付にあたっては、協会の審査があります。審査の結果、補助金のお支払いができない場合がありますので、ご了承ください。
※協会補助のご利用は、新規保証をお約束するものではありません。



協会補助に関するお問い合わせ先

大阪信用保証協会 企業支援部 ソリューション推進室 業務推進課(協会補助事務局)
〒530-8214 大阪市北区梅田3丁目3番20号 明治安田生命大阪梅田ビル6階
詳細はこちら▶ <https://www.cgc-osaka.jp/business-support/about/>
TEL 06-6131-4538



大阪信用保証協会をご利用のお客さまへ

令和7年度 (早期)経営改善計画策定費用に係る 補助事業のご案内



国が実施している「経営改善計画策定支援事業(以下「405事業」という。)」または「早期経営改善計画策定支援事業(以下「バリューアップ支援事業」という。)」の支援対象者のうち、大阪信用保証協会をご利用中の方を対象に、自己負担部分の一部を当協会が補助します。

405事業とは…

金融支援を必要とする中小企業のみならず、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する際に、その費用の2/3(上限200万円)を国が補助する事業です。

バリューアップ支援事業とは…

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業のみならず、認定支援機関の支援を受けて早期の経営改善計画を策定する際に、その費用の2/3(上限15万円)を国が補助する事業です。

※405事業・バリューアップ支援事業の詳細については、両事業の窓口となる最寄りの中小企業活性化協議会にお問い合わせください。
※協会補助は年度毎(4月1日から3月31日まで)に補助総額を定めていますので、ご希望される場合はお早めにお申し込みください。

保証協会補助の要件

- 対象となる方[※]**
 - ・国が実施している405事業(通常枠に限りません。)またはバリューアップ支援事業の補助を受けられる方
 - ・保証協会補助の支払申請時点で当協会の利用残高がある方

※405事業 中小版GL枠は対象外です。
※その他の要件は「(早期)経営改善計画策定支援に係る補助事業利用申請書兼情報同意書(当協会Webサイトに掲載)」をご確認ください。
- 対象費用**

計画策定費用 ※伴走支援費用および金融機関交渉費用は対象外です。
- 補助金額**

計画策定費用^{※1}の1/6 **かつ** **405事業は上限20万円^{※2}**
(千円未満切り捨て) **バリューアップ支援事業は上限5万円**

※1 利用申請時点で活性化協議会へ申請した「業務別見積明細書」の金額を超えることはできません。
※2 令和6年度の上限額から変更しています。



〈計画策定費用の例〉405事業の計画策定費用が180万円となる場合…

計画策定費用 180万円			
補助なし	<table border="1"> <tr> <td>国の405事業補助 120万円 費用の2/3</td> <td>自己負担^(※) 60万円 費用の1/3</td> </tr> </table>	国の405事業補助 120万円 費用の2/3	自己負担 ^(※) 60万円 費用の1/3
国の405事業補助 120万円 費用の2/3	自己負担 ^(※) 60万円 費用の1/3		
補助あり	<table border="1"> <tr> <td>国の405事業補助 120万円 費用の2/3</td> <td>自己負担^(※) 40万円 保証協会補助 20万円 補助上限額 20万円</td> </tr> </table>	国の405事業補助 120万円 費用の2/3	自己負担 ^(※) 40万円 保証協会補助 20万円 補助上限額 20万円
国の405事業補助 120万円 費用の2/3	自己負担 ^(※) 40万円 保証協会補助 20万円 補助上限額 20万円		

自己負担^(※)が
40万円に
軽減!

自己負担^(※)60万円のうち、後日、当協会が20万円を補助します。

※国の405事業・バリューアップ支援事業では、計画策定費用以外に伴走支援費用等が必要です。

記入例

(早期) 経営改善計画策定支援に係る補助事業 利用申請書兼情報同意書

大阪信用保証協会 御中

令和 yy 年 mm 月 dd 日

《法人・個人事業主》

申請者名	(株)大阪信保	印
(代表者)	協会 太郎	
住 所	大阪市北区梅田●番●号	
電話番号	06-XXXX-XXXX	

個人事業の場合は代表者名の記入は不要です。

法人の場合は代表者様についてご記入ください。(個人事業の場合は記入不要です。)
※複数代表の場合は連名にてご記入ください。

《代表者個人》

氏 名	協会 太郎	印
住 所	堺市堺区熊野町東●番●号	
電話番号	072-XXXX-XXXX	

- 当社および私は、経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）による（早期）経営改善計画策定支援事業に関し、裏面に記載された事項を確認し、同意のうえ、貴協会が行う「認定支援機関による（早期）経営改善計画策定支援事業」に係る補助事業（以下「本補助事業」という。）の利用を申請します。
- 当社および私は、貴協会が行う本補助事業を利用するにあたり、中小企業活性化協議会および認定支援機関が保有する以下に掲げる当社および私に関する情報等を、補助事業の運営のため、貴協会に対して提供することに同意いたします。

- 1) 氏名・住所・連絡先等・属性に関する情報
- 2) 補助事業の利用・補助金交付に関する情報
- 3) 認定支援機関に依頼する内容・費用等に関する情報
- 4) (早期) 経営改善計画およびその同意に関する情報
- 5) モニタリング等の情報
- 6) (早期) 経営改善計画策定支援事業に関する申請書類

3. 当社および私は、貴協会が保有する以下に掲げる当社および私に関する情報等を、本補助事業の運営のため、中小企業活性化協議会および認定支援機関に対して提供することに同意します。

- 1) 氏名・住所・連絡先等・属性に関する情報
- 2) 保証利用残高・返済状況等、保証利用状況に関する情報
- 3) 本補助事業の利用・補助金交付に関する情報
- 4) (早期) 経営改善計画およびその同意に関する情報
- 5) 本補助事業に関する申請書類

提出書類を確認のうえ、
チェックしてください。

【利用申請時(※1) 提出書類チェックリスト：書類に不足がある場合、受付できませんのでご注意ください。】

<input type="checkbox"/>	(早期) 経営改善計画策定支援に係る補助事業 利用申請書兼情報同意書 (本紙)
<input type="checkbox"/>	(早期) 経営改善計画策定支援に係る利用申請受理の通知ならびに支援業務の委嘱について (写) (委嘱通知※2)
<input type="checkbox"/>	活性化協議会に提出した以下の書類の写し (※3)
<input type="checkbox"/>	・(早期) 経営改善計画策定支援事業利用申請書
<input type="checkbox"/>	・業務別見積明細書

(※1) 交付申請時にも別途書類を提出いただけます。必要書類については、裏面をご覧ください。

(※2) 中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）から代表認定支援機関に送付されたもの

(※3) 大阪府中小企業活性化協議会（以下「大阪府活性化協議会」という。）を利用される場合は、提出不要です。（大阪府活性化協議会から、直接当協会へ資料が送付されます。）

ご留意点

- 協会補助は年度毎（4月1日から3月31日まで）に利用要件（利用対象・補助上限・補助割合等）および補助総額を定めて実施しています。来年度以降の実施・中止については、都度決定のうえ、当協会Webサイト等でお知らせします。
- 年度毎に定めている補助総額を超えた場合、利用申請が年度内であってもご利用いただくことができません。（先着順で受付(※)を行い、補助総額が予定金額に達した時点で受付を締め切ります。）
- 協会補助には審査があります。審査の結果、補助金のお支払いができない場合があります。
- 経営改善計画策定支援事業にて協会補助を利用される場合は、原則、経営サポート会議の開催が必要です。（早期経営改善計画策定支援事業の場合は不要です。）

※受付の基準日は、「(早期) 経営改善計画策定支援に係る補助事業利用申請書兼情報同意書」の当協会受付日となりますのでご注意ください。

その他の留意点については、当協会Webサイトおよび「(早期) 経営改善計画策定支援に係る補助事業利用申請書兼情報同意書」の裏面にも掲載しています。
あわせてご確認ください。

補助事業利用申請書兼情報同意書の
ダウンロードはこちら



利用申請(※1)に必要な書類

- (早期) 経営改善計画策定支援に係る補助事業利用申請書兼情報同意書
- (早期) 経営改善計画策定支援に係る利用申請書受理の通知ならびに支援業務の委嘱について(写)(※2)
- 中小企業活性化協議会に提出した以下の書類の写し(※3)
 - ➡ (早期) 経営改善計画策定支援事業利用申請書
 - ➡ 業務別見積明細書

※1 このほか、交付申請時にも別途書類をご提出いただけます。

※2 中小企業活性化協議会から代表認定支援機関に送付されたもの

※3 大阪府中小企業活性化協議会を利用される場合は、提出不要です。

(大阪府中小企業活性化協議会から、直接当協会へ資料が送付されます。)

